



長野県各保健所から クリーニング業者の皆様へ



ご存じですか？

クリーニング所や取次店のクリーニング師や従業員の方には、
クリーニング業法により研修・講習の受講が義務づけられています。

クリーニング師	クリーニング師研修	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事後1年以内 ・その後は3年に1回 	
業務従事者 (クリーニング師の 資格が無い方)	業務従事者講習	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所の開設の日 又は無店舗取次店の営業 開始の日から1年以内 ・その後は3年に1回 	1店舗につ き5分の1 以上の方
<p>—高齢の方など自宅での研修・講習を希望の方へ— 便利なく通信制>もありますので、お問い合わせください。</p>			

* 経営者の方へ *

お店に従事するクリーニング師や業務従事者の方に
研修、講習を必ず受講させてください。



研修・講習のお問い合わせは

公益財団法人長野県生活衛生営業指導センターまで

TEL: 026-235-3612 FAX: 026-234-0369

Email: naganocenter@seiei.or.jp



指導センターから研修会・講習会のご案内がお手元に届きましたら
必ず申し込みましょう！！

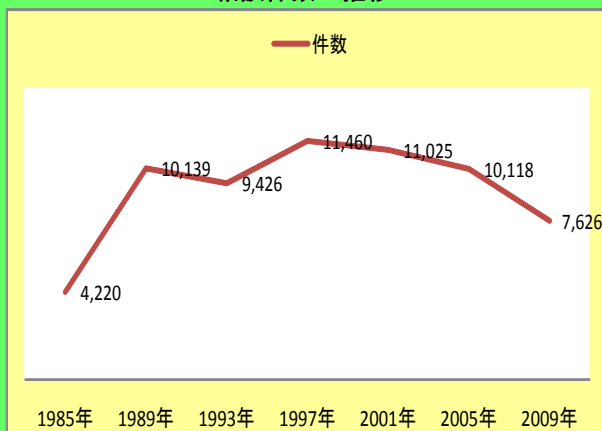
なぜ、クリーニング師研修・業務従事者講習は必要なのか？

クリーニング師研修・業務従事者講習の制度は、昭和63年のクリーニング業法の一部改正時に、利用者擁護とクリーニング業界の経営の健全化を目的に、クリーニング業界の強い要望で設けられた制度です。

その背景にあるものは…

① クリーニング業に多い消費者相談

相談件数の推移



件数は減ってはいますが、あまり減少していません。

<2009年度>

相談内容の分類ごとにみた
上位商品・役務別相談件数

安全・品質

1位	クリーニング
2位	四輪自動車
3位	油脂
4位	賃貸アパート・マンション
5位	修理サービス

接客対応

1位	賃貸アパート・マンション
2位	四輪自動車
3位	移動通信サービス
4位	クリーニング
5位	生命保険

(資料の出所:消費生活年報)

さらに最近では…

② クリーニング業界を取り巻く様々な環境の変化

- 消費者の安全意識の向上やニーズの多様化
- 企業コンプライアンス(建築基準法、消防法への対応)の重視
- 化学物質の適正管理や環境保全対策
- SARSや新型インフルエンザへの対策

クリーニングに対する消費生活相談を減らし、利用者からの信頼を得るサービスの提供や最新の経営情報を得るためには、研修会・講習会の受講は欠かせません。

—研修会・講習会の受講は、お客様へのより良いサービスを提供するための第一歩です。—